

監査結果の概要	措置内容	措置状況																																
<p>○ 指摘事項</p> <p>(3) 財産の管理に関する事務</p> <p>ア 債権の管理を適正に行うべきもの</p> <p>神戸市の債権の管理に関する事務処理は、神戸市債権の管理に関する条例で定められており債権を適正に管理するため必要な台帳を整備すること（第5条）や、履行期限までに履行しない場合は期限を指定して督促状を発して督促しなければならないこと（第6条）、督促状の納期限後に債務者がその履行をする場合には延滞金を徴収すること（第7条）、履行期限後に債務者がその履行をする場合には遅延利息を徴収すること（第8条）、神戸市の債権のうち市税及び公課以外のものについて督促後相当の期間を経過しても履行されないときは強制執行等の措置をとらなければならないこと（第10条）等が定められている。また、債権のうち時効が成立し消滅したものは、不納欠損処分を行い決算値に反映することが必要とされている。</p> <p>債権の管理について次のような事例があったので、適正に管理を行うべきである。</p> <p>(ア) 収入未済の状況を適宜確認し債権の管理を行うべきもの</p> <p>財務会計システムから出力される収入未済兼過誤納一覧表には、収入未済調定が記載されているが、次のとおり債権が適正に管理できていない事例があった。</p> <table border="1" data-bbox="164 1608 785 2022"> <thead> <tr> <th rowspan="2">①</th> <th rowspan="2">科目-事業コード</th> <th rowspan="2">科目名-事業名</th> <th rowspan="2">調定年度</th> <th rowspan="2">件数</th> <th colspan="2">調定金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">収入未済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2406-10</td> <td>一般土地賃地料 湊川公園ビル</td> <td>不明 ※平成3年3月30日に繰越調定</td> <td>不明</td> <td>1,283,551円</td> <td>1,283,551円</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>2406-10</td> <td>一般土地賃地料 湊川公園ビル</td> <td>平成3～15年度 平成22～24年度</td> <td>70件</td> <td>2,387,918円</td> <td>2,387,918円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③</td> <td rowspan="2">4038-14</td> <td rowspan="2">建設局雑入 雇用保険料等 (公園)</td> <td rowspan="2">不明 ※平成3年3月30日に繰越調定</td> <td rowspan="2">不明</td> <td>98,000円</td> <td>98,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(公園部管理課)</p>	①	科目-事業コード	科目名-事業名	調定年度	件数	調定金額		収入未済額			2406-10	一般土地賃地料 湊川公園ビル	不明 ※平成3年3月30日に繰越調定	不明	1,283,551円	1,283,551円	②	2406-10	一般土地賃地料 湊川公園ビル	平成3～15年度 平成22～24年度	70件	2,387,918円	2,387,918円	③	4038-14	建設局雑入 雇用保険料等 (公園)	不明 ※平成3年3月30日に繰越調定	不明	98,000円	98,000円			<p>①、③について、令和5年3月まで債権者確定の調査に尽くしてきたが、債権が不明だったため、令和5年3月20日に債権放棄及び不納欠損手続きを行った。</p> <p>②については、債権が確定している。このため、「支払督促予告状」を送付するなど、法的な措置も含め、対応を検討していく。なお、台帳を作成し、納付交渉の記録を行っている。</p> <p>(公園部管理課)</p>	<p>措置済</p>
①						科目-事業コード	科目名-事業名	調定年度	件数	調定金額																								
	収入未済額																																	
	2406-10	一般土地賃地料 湊川公園ビル	不明 ※平成3年3月30日に繰越調定	不明	1,283,551円	1,283,551円																												
②	2406-10	一般土地賃地料 湊川公園ビル	平成3～15年度 平成22～24年度	70件	2,387,918円	2,387,918円																												
③	4038-14	建設局雑入 雇用保険料等 (公園)	不明 ※平成3年3月30日に繰越調定	不明	98,000円	98,000円																												

令和2年度 財務定期監査（監査対象：建設局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>上記①及び③については現在の財務会計システム導入時に以前の収入未済債権をまとめて入力したと思われるが、当時の記録がなく債務者や個々の調定額・収入未済額等が不明となっており、上記②については債務者名や個々の調定額・収入未済額は把握しているものの債務者が居所不明の状態となっているものである。</p> <p>これらの債権は私債権に分類されるものであり、私債権は民法の規定により時効の援用が必要とされるが、時効期間満了後は、神戸市債権の管理に関する条例の規定により債権放棄も可能とされる。債務者や債権の内容等の調査を尽くす必要があるが、それでも不明なものについては、神戸市債権の管理に関する条例の規定に基づく債権放棄の手続を進め、不納欠損処分すべきである。</p> <p>さらに、債権管理については、滞納の初期段階での対処方法を構築するほか、台帳を作成し、督促等の時効中断事由や納付交渉の記録をする必要がある。また、債務者や債権の内容等の調査を尽くす必要があるが、それでも不明なものは、神戸市債権の管理に関する条例の規定に基づく債権放棄の手続を進め、不納欠損処分すべきである。</p> <p>今後の対応・体制だけでなく、そもそもの原因から詰めていかなければ、また同じことが起きる恐れがある。誰が担当し、どこに原因があったか、誰が引継ぎをしなかったか、原因をできる限り調べて今後に活かし、債権の発生から回収までの手立てを構築し、組織として実践すべきである。</p>		
<p>カ 情報セキュリティ対策を適正に行うべきもの                      (ウ) 不正プログラム対策を適正に行うべきもの</p> <p>神戸市情報セキュリティ対策基準により、「コンピュータウイルス等対策ソフトウェア及び定義ファイルは常に最新のものに保つ。インターネットに接続していないシステムにおいても、</p>	<p>インターネットに接続していない専用システムにおいて、コンピュータウイルス等不正プログラム対策が行われていなかった原因は、職員の理解不足であった。令和3年4月に所属長から関係職員に不正プログラ</p>	<p>措置済</p>

令和2年度 財務定期監査（監査対象：建設局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>定期的に当該ソフトウェア及び定義ファイルの更新を実施しなければならない。」「端末に対して、コンピュータウイルス等対策ソフトウェアによる完全スキャンを定期的に行い、スキャンの実行を途中で止めない。」等とされている。</p> <p>コンピュータウイルス等不正プログラム対策が行われていないパソコン等があったので、適正に対策を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">（下水道部経営管理課）</p>	<p>ム対策の措置事項を周知徹底した。その後、令和4年度予算に計上し、不正プログラム対策の実施を予定していたが、事業の見直しにより専用システムの廃棄を決定。令和5年3月24日、システム内の全データの消去を完了した。</p> <p style="text-align: right;">（下水道部経営管理課）</p>	

令和2年度財務定期監査（監査対象：内部統制）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>○ 意見</p> <p>(8) 指定管理者が共同事業体である場合の取扱いについて</p> <p>令和2年度財政援助団体等監査において、指定管理者が共同事業体である場合の取扱いに関し、次のような事例があった。</p> <p>ア 共同事業体である指定管理者の共同事業体協定書を作成していない事例</p> <p>指定管理者が共同事業体である場合、共同事業体の構成員（企業・団体等）間の責任分担等の確認のため作成することとしている共同事業体協定書を作成していない事例があった。</p> <p>イ 共同事業体である指定管理者の口座名義が共同事業体の名義となっていない事例</p> <p>指定管理者が共同事業体である場合に、共同事業体の代表者である法人等が自らの法人等の名義の口座を指定管理業務の管理口座として、指定管理料等の振込先口座、使用料収入や使用料返還事務に係る資金及び修繕費を管理する口座として使用していた事例が多数あった。</p> <p>ウ 共同事業体である指定管理者が発行する許可証等が共同事業体名義となっていない事例</p> <p>指定管理者が共同事業体である場合に、指定管理者が行った許可の許可証等について、指定管理者名でなく、共同事業体の代表者である法人等の名義、若しくは指定管理施設長名として、許可書等を発行していた事例があった。</p> <p>指定管理者が共同事業体である場合の取扱いについては、令和元年度の財務定期監査でも意見を提出したが、制度担当局では、「内部統制の推進に関するプロジェクトチーム」において検討していくとしている。</p> <p>なお、指定管理者制度に関しては、「公の施設</p>	<p>指摘のあった事項について、検討した結果は以下のとおりである。</p> <p>① 事例ア及びウについては、令和4年度実施分より、チェックリストの自己点検項目に追加した。</p> <p>② 事例イについては、指定管理者が共同事業体である場合の指定管理料等の振込先口座について、共同事業体の名称を冠した代表者名義の口座を設けることは、通常の口座開設に比して事業者負担を強いるものである。本市においては各種行政手続きに関して事業者の負担軽減を図る方向で取組を進めていることから事業者負担を強いる手続きは求めるべきではないと考えている。</p> <p>本市が受けるリスクについて検討した結果、共同事業体結成届出書において、各構成員は当共同事業体負担する債務の履行に関し、連帯して債務を負う旨を記載しており、共同事業体の内部での責任を明確にさせるといった回避策を講じている。</p> <p>③ これまで検討してきた指定管理者である共同事業体名義の口座の債権者登録については、新財務会計システムの導入に伴い「債権者登録制度」が廃止され、債権者登録は不要となっている。</p> <p>(行財政局業務改革課)</p>	<p>①措置済</p> <p>②他の方法で対応</p> <p>③他の方法で対応</p>

令和2年度財務定期監査（監査対象：内部統制）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>の指定管理者制度運用マニュアル」が作成・公開されているほか、行財政局業務改革課は「指定管理者制度導入施設における、指定管理者の管理運営に対する評価の実施について（依頼）」（令和2年5月26日行業第207号）で、指定管理者制度導入施設を所管する各局室区総務担当課長あて指定管理者導入施設の管理運営チェックリスト等のチェックリストを作成し、自己点検するよう依頼しているが、上記ア～ウの内容など、指定管理者が共同事業体である場合の取扱いについては当該チェックリストに掲載されていない。</p> <p>また、指定管理者が共同事業体である場合に、指定管理料等の振込先口座を共同事業体名義の口座とすることを徹底するには当該口座を債権者登録することも有効と考えられる。</p> <p>会計室では、共同事業体名義の口座を債権者登録することは可能とし、登録事例もあるとのことであるが、年に3回以上の同一口座への振込が想定されるうえ、これをチェックすることで共同事業体口座を設けることを徹底でき、神戸市所管局の支出事務や会計審査事務の軽減につながるメリットもあると考えられる。</p> <p>業務改革課は、プロジェクトチームでの検討のほか、所管局が自己点検できるよう指定管理者導入施設の管理運営チェックリストに指定管理者が共同事業体である場合の取扱いも加えられたい。</p> <p>また、口座内の金員の帰属にリスクが生じないよう、今後、指定管理者である共同事業体名義の口座を債権者登録することを、会計室とともに積極的に呼び掛けられたい。</p> <p>(行財政局業務改革課、法務支援課、会計室会計課)</p>		